

呉市教育委員会会議録  
(平成27年6月23日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
平成27年6月23日定例会

- 1 開催日時 平成27年6月23日(金) 15:33開会  
16:39閉会
- 2 開催場所 呉市つばき会館3階 教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 工田 隆  
教育長職務代理者 森尾 敬介  
委員 水野 良行  
委員 船尾 慎  
委員 香川 治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本 有伸  
教育副部長 上田 勝治  
教育副部長 細川 司  
教育部参事補 上垣内 信治  
教育総務課長 清水 和彦  
学校施設課長 大世渡 隆臣  
学校教育課長 多幾山 晃年  
学校安全課長 小川 聡  
呉高等学校事務長 荒木 重雄  
教育総務課課長補佐 追原 重臣
- 5 傍聴者 3名

## 6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第22号 「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」対象課題の変更について
- (4) 教議第23号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 教議第24号 呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (6) 報告第24号 平成26年度「生徒指導上の諸問題」の状況について
- (7) 報告第25号 平成26年度「学校安全」の状況について
- (8) 教議第25号 臨時代理の承認について（契約の変更について（仁方中学校体育館建設工事））
- (9) 教議第26号 臨時代理の承認について（契約の締結について（音戸中学校校舎耐震補強工事））
- (10) 報告第26号 平成28年度呉市立呉高等学校入学選抜について
- (11) 教議第27号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会委員の委嘱及び任命について
- (12) 教議第28号 呉市社会教育委員の委嘱及び任命について
- (13) 教議第29号 呉市立図書館協議会委員の委嘱及び任命について

(15:30)

教 育 長 これより定例会を開会します。  
日程第1の「会期決定について」を議題といたします。  
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたします。  
本日の会議録署名委員は、森尾委員・水野委員をお願いいたします。  
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を事務局からお願いいたします。

追原課長補佐 (平成27年5月15日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第8,9については議会に諮る案件であるため、日程第10については公開前であるため、以上の内容については非公開に、日程第11~13については人事に係る案件であるため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

<b>教議第22号 「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」対象課題の変更について</b>
---

教 育 長 それでは、日程第3の教議第22号「「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」対象課題の変更について」を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

清 水 課 長 教議第22号について説明させていただきますので資料の1ページをお願いいたします。

4月の定例教育委員会会議で議決をいただきました、教議第20号「教育委員会事務点検・評価（平成26年度事務事業対象）」の実施についてですが、対象テーマの一部変更をお願いしたいと思います。

文化スポーツ部内で、評価シートを作成するに当たりまして、指定管理者制度を導入した美術館の項目を削除すること、また、文化振興課としての項目の整理を再度行った結果、網掛け部分1の「生涯学習による人材育成」を人材育成に限らず生涯学習支援をさらに効果的に行う観点から評価を行いたいということで、表の右欄にありますように「生涯学習の推進」と変更し、3の「家庭教育力の向上」を「美術館の利用促進」に変更したいとの申出がありましたので、4月の議決から項目の変更をお願いしたいと思います。

これにより、対象課題が18テーマとなるものでございます。よろしく願いいたします。

教 育 長 はい、ありがとうございます。それでは、ただ今の説明に対して、何か御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 直接今の事と違うんですが、言葉の中で小中一貫の推進という言葉がいくつか出てきます。それと生徒指導の充実という言葉が出てきます。通常を取り方で「推進」というと今少し薄いものというか、これから推し進めていくもの、ど

らんどんやっっていくものという意味合いで捉えている気がします。「充実」はもうすでに推進段階の中でさらに充実させていくというように取れるんですが、そういった意味で言うと小中一貫教育の推進は、もうすでに全国に先駆けて呉の中では小中一貫教育は進められていて、さらに先日法律で小中一貫教育も盛り込まれるという事で、そういった流れの中で行くと推進という言葉がやや薄いというか、弱い気がしますでしょうか。

教 育 長 テーマ、それぞれ対象課題に対するいわゆるテーマの文言について「推進」という表記と「充実」という表記があるけれど、あえて使い分けているとすればどうかという質問ですね。

寺 本 部 長 推進という意味合いでいくと、さらに進めていくという思いを持っています。充実も推進も意味合いとしては大きな変わりはなく、小中一貫教育をさらに進めるという意味での推進です。充実は中身をもっと濃いものにしていくという若干の違いはあるんですが、薄いから進めるという意味でなく、例えば小中一貫にしても、文化芸術活動にしても、あるいは学校環境整備にしてもそのような思いでの表記の仕方です。

船 尾 委 員 捉え方がちょっと悪かったようです。わかりました。

教 育 長 他にございませんか。

香 川 委 員 教育総務課1番の新たな文書管理システムの円滑な導入というのは、ファイリングシステムを導入するということですか。

清 水 課 長 そうです。昨年度試行で入って、2年目になったんですが、ファイリングシステムです。

香 川 委 員 本庁の職場巡視をした時に、ファイリングシステムが進んでいる所は机の上や周りがきれいに片付いていて、そうでない所は簿冊がいっぱいあって、ファイリングシステムはすごくすっきりするんだと思いました。

教 育 長 今の巡視で回られた時にかなり整理が進んでいる部署と、まだ途中であるというような印象を受けておられるようですが、全庁的な進行状況を教育総務課で把握しておられればお願いします。

清 水 課 長 具体的な事は分かりませんが、2年をかけて取り組むという事で、教育委員会はモデルブロックで一番最初に取組を進めているブロックに入っています。1次、2次、3次位まで進んでいるのではないかと思います。順次各課に委託業者が指導に入っていて、机の上が滑走路という表現になっていますが、委員が言われましたように帰る時には、机の上には何も残っていない状態でフラットにして帰る。要するに飛行機が降りる状態を講師が表現されています。取り組んでいる所は、かつて持っていた簿冊の不必要なものは処分して、各課で基本的に1枚の書類をみんなで使い回すという事で、それぞれ資料を机の中に持っていたものをやめて紙のボリュームを5割から7割を削減するようという指示が出ていますので、ファイリングを行っている課については、かなりきれいになっていると思います。後指導も入っていますので、課によって差があるんですが、新庁舎に入るまでに終わらない課もあると思いますが、半分以上は終わっているのではないかと思います。残りの課についても順次取り組む予定です。

教 育 長 他にございませんか。

(なしの声)

御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

<b>教議第 2 3 号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</b>
--

教 育 長 それでは、日程第 4 の教議第 2 3 号「呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

上垣内参事補 それでは、教議第 2 3 号 呉市立小学校及び中学校通学区域審議会条例規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

資料 4 ページを御覧ください。

議案資料をもとに御説明いたします。

1 の改正の趣旨でございますが、平成 27 年度の機構改革により、「教育総務部」と「学校教育部」が「教育部」となったことに伴い、呉市立小学校及び中学校通学区域審議会の委員の構成の整理を行うものでございます。

次に改正内容でございますが、3 の新旧対照表を御覧ください。(6) の市教育委員会事務局の職員を 2 人から 1 人に変更するものでございます。

なお、施行期日につきましては、現在の任期が平成 27 年 6 月 30 日までとなっておりますので、新たな任期に合わせ、2 のとおり平成 27 年 7 月 1 日といたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ただいまの説明に対して御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

<b>教議第 2 4 号 呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</b>
---

教 育 長 次に、日程第 5 の教議第 2 4 号「呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局からの説明をお願いします。

大世渡課長 教議第 2 4 号「呉市学校給食共同調理場条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を説明させていただきます。資料の 5 ページを御覧ください。

今回の規則改正は、平成 27 年 9 月から新たに中学校給食を開始することに伴い、3 校について関係規則を整備するものでございます。

具体的には、警固屋中学校及び宮原中学校を音戸学校給食共同調理場からの配

送とし、下蒲刈中学校を蒲刈学校給食共同調理場からの配送とし、それぞれ別表に加えるものであります。

参考として新旧対照表を6ページに添付しておりますので、御確認ください。

以上でございます。

教 育 長 はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして何か御質疑、御意見がありましたらお願いします。

船 尾 委 員 これは決められた事として規則の改正という事ではあるんですが、質問として宮原中学校に音戸給食共同調理場から配送される場合に、距離もあると思うのですが、時間的な問題とか、あの辺は混み合うと思うのでそういったことが起こってくると学校の時間が遅れたり、そういったことに影響が出る日があるという推測がされるが、それに対する配慮というか何か策を考えておられるかお聞きしたいと思います。

大世渡課長 通常の場合は、調理から2時間以内に喫食するのに、十分可能な距離だと実測しているんですが、委員が言われたとおり不測の事態があるのではないかということですが、そういう時には学校に極力迷惑がかからないようにしたいと思います。

上田副部長 音戸調理場から宮原中学校まで20分位しかかかりません。学校給食法で調理後1時間以内というのがありますので、配送については問題ないと思っております。給食調理場からの配送は二重食缶といたしまして、給食を入れる物が魔法瓶のようになっておりまして、1時間くらいですと5度くらいしか下がりませんので、配送時間については支障ないと考えております。

また、交通事情は、第2音戸大橋が開通しまして、朝夕もですが全く混雑は起こっておりません。ですから定刻で運べると思っております。

もう1つ台風とか自然災害の場合もありますので、これは宮原だけでなく呉市内全体ですが、朝6時に警報が出たら休みとかいうのは、呉市内学校統一でやっていますので、支障はないと考えております。

水野委員 朝の6時に決めて、その日は給食なしということですか。

寺本部長 学校を臨時休業にするかどうかについては、それぞれ学校の方で時間を決めています。だいたい6時30分というのがめどでございます。その時点で警報が1つ出していたら臨時休業となります。学校が措置したら給食調理場の方に連絡をし、給食もなしという形ですので、そこは連携を持ってやりたいと思います。

上田副部長 部長が言いましたように各校で差があるんですが、この度警固屋中学校と宮原中学校は、音戸倉橋地区の学校とずれておりましたので、これを合わせる方向で調整しております。音戸調理場から持って行く学校については、いつの時点で登校させるか、待機させるかについての時間を合わせるよう調整しております。

教 育 長 非常時に対する御質問がありましたが、私の聞き間違いであれば訂正しますが、最初の課長の説明の中の2時間という数字と副部長の説明の中の調理後1時間という2つの数字が出てきたんですが、混乱してはいけませんのでもう一回整理してください。

上田副部長 学校給食法では調理後2時間以内の実食が望ましいと規定されております。申し訳ありません。

教 育 長 2時間の方でという事でいいですね。委員の皆さんよろしいでしょうか。  
他に御意見はございませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり可決されました。

#### 報告第24号 平成26年度「生徒指導上の諸問題」の状況について

教 育 長 次に、日程第6の報告第24号「平成26年度「生徒指導上の諸問題」の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小 川 課 長 報告第24号「平成26年度「生徒指導上の諸問題の状況」について」御説明いたします。

7ページを御覧ください。

ここに示す左側の棒グラフは、呉市立小中学校の「暴力行為」「いじめ」の件数及び「不登校」の人数について平成22年度から平成26年度までの過去5年間の推移を表しております。

また、右側の折れ線グラフは、「暴力行為」「いじめ」「不登校」の国、県、呉市の割合の過去5年間の推移を小学校、中学校別に表しております。

なお、平成26年度の国及び県の数値につきましては、まだ、公表されておられません。

まず、1暴力行為の状況について、御説明いたします。

平成26年度の暴力行為の発生件数は、小学校10件、中学校39件、合計49件となっております。

前年度と比較すると、小学校は3件増加、中学校は3件減少しております。

増加した小学校の事案の特徴といたしましては、規範意識や社会性に課題のある一部の児童が感情的になって暴力行為を起こすといったことが揚げられます。また、こうした児童の中には、発達障害のある児童や家庭の教育力に課題のある児童も少なくありません。

今後は、より一層、関係機関等と連携を図りながら、児童及び保護者への働きかけを行うとともに、暴力行為が起こりにくい落ち着いた学習環境の創造に努め、併せて暴力行為は許されないといった毅然とした指導を、継続して行っていきたいと考えております。

また、昨年度から実施しております「スクールサポーター活用事業」につきましては、派遣した学校の暴力行為等問題行動が約15%減少するといった成果が現れております。

今年度も、各学校の実態に応じて効果的に派遣していくとともに、来年度に向けて、必要に応じて増員も検討していきたいと考えております。

なお、呉市の暴力行為の1,000人あたりの発生件数につきましては、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っております。

次に2いじめの状況でございます。

平成26年度のいじめの認知件数は、小学校14件、中学校15件、合計29件となっております。前年度に比べて、小学校で7件、中学校で5件の減少となっております。

事案の特徴といたしましては、平成26年度も「冷やかし」「からかい」「悪口」等がほとんどで、学校が取り組んだ結果、事態が深刻化する前段階で、全ての事案が解決しております。

いじめにつきましては、平成24年度から増加傾向にありましたが、3年ぶりに減少いたしました。減少した主な要因といたしましては、3点を考えております。

1点目が、昨年度策定した「呉市いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づいて、学校、家庭、地域が一体となって、いじめ問題に取り組んだこと。

2点目が、平成24年度から実施している「いじめ撲滅プロジェクトチーム研究大会」での実践発表を参考にして、各学校で工夫した取組を行うようになったこと。

3点目が、定期的な「いじめアンケート」「個人面談」の実施、その後の丁寧な対応、「いじめ相談窓口」の設置等が、いじめの未然防止につながっていると捉えております。

引き続き、こうした取組を確実に実施し、学校、家庭、地域が一体となって、いじめ問題に取り組んでまいります。

呉市のいじめの1,000人あたりの認知件数につきましても、小学校、中学校ともに、平成22年度以降、国及び県の件数を下回っております。

続きまして、3不登校児童生徒の状況でございます。

平成26年度の不登校児童生徒数は、小学校27人、中学校105人の合計132人となっております。前年度と比較すると、小学校は3人、中学校が6人の減少となっており、平成23年度から減少傾向にあります。

その主な要因といたしましては、3点を考えております。

1点目が、呉市立の全ての小中高等学校で進めている「アメニティ環境の創造」をキーワードとした取組により、子どもたちが安心して、心地よく生活できる学校環境づくりが進んだこと。

2点目が、学校が児童生徒の欠席に敏感になり、早め早めの「家庭連絡」や「家庭訪問」を行う等、新たな不登校を生まない体制で取り組んでいること。

3点目が、不登校の児童生徒を学校復帰させるために、スクールカウンセラーによる面談や適応指導教室やメンタルフレンドの活用を促すなど、粘り強い取組を行っている結果と受け止めております。

今後も、こうした取組を粘り強く行い、不登校児童生徒の減少に取り組んで参ります。

呉市の不登校児童生徒の割合につきましては、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から、国及び県の割合を下回っております。

以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明内容について何か御質疑、御意見はありませんか。

森尾委員 1, 2, 3のどの項目ともいじめに関連していると思われませんが, 26年11月にスタートしたいじめ撲滅プロジェクトチームが機能してきていると捉えてもよろしいわけですね。

小川課長 各学校で取り組んでいる結果だと受け止めております。

寺本部長 森尾委員が1, 2, 3全てがいじめに関連しているというような御質問だったと思うんですが, 不登校につきましては, いじめで不登校になる子もいますし, 適応できないということで不登校になる子もいますので, 一概に不登校が全ていじめに関連しているものではないというふうに私どもも把握しております。暴力行為も発展すれば大きな事になりますけれども, やはりいじめの認知件数あるいは暴力行為等含めていけば, すべてつながっているものではなくて, 暴力行為でいうと, 器物破損も暴力行為ですが, 暴力行為の国・県の基準がありまして教師暴力, 生徒間暴力, 対人暴力そして器物破損, この4つでございますので, すべてがいじめに関連した形で起こっているわけではないことを御理解頂きたいと思います。

教育長 それ以外に何かございませんか。

香川委員 先ほど暴力行為のところ, スクールサポーターが入って15%減少したといわれましたが, スクールサポーターはどういう方がなっておられますか。

小川課長 今二人呉市の方で各学校に派遣している方は, 元警察官の方で, 広島県警察本部長からスクールサポーターとして委嘱された方をお願いしています。

教育長 それ以外に何かございませんか。

船尾委員 香川先生の質問に対してスクールサポーターの仕組みというか, どういった場合にどういうふうな依頼をして, スクールサポーターがどの様に解決をするのかをお願いします。

小川課長 派遣につきましては, 学校からの要請, 要望を受けまして, もちろん学校安全課も学校の状況を把握しながら, 最終的には管轄の警察署と連携をとって, この学校に派遣しようということで派遣をしております。主に2人1組でスクールサポーターを学校に派遣し, 学校の教員と一緒に校内を巡視したり, 子どもたちの相談を受けたり, あるいは指導の際と一緒にいたり, そういった形で陣形を代えながら取組を進めております。主に趣旨としては問題行動の未然防止を図るための活動をしていただいております。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

水野委員 スクールサポーターは2人といわれましたが, 全市で2人ですか。

小川課長 全市で2人を派遣していただいております。

水野委員 それで十分機能すると考えていいわけですね。

小川課長 今のところ派遣している学校については, 成果をあげています。

教育長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

船尾委員 これは, 1番, 2番, 3番共通してなんですが, 各諸問題については, 学校ばかりではなく親が自分の子どもを育てる中でやっていかななくてはならないことがたくさんあると思います。そういった中でこういうことが起こった時の親との連携とか, 対応については, 学校がどの様にされているのかを教えてください。

小川課長 おっしゃるとおり子どもの指導に関わっては, 学校だけでやっていくのは非常

に難しいケースもたくさんあります。親の協力を得ながらやっていく必要がありますので、事案が起こったときには必ず家庭に連絡して、家庭訪問をしたりする中で、場合によったら学校に保護者に来ていただくこともやっていきながら、学校と保護者が一緒に子どもを指導していく、子どもを支援していくという形を全ての学校でとっています。

教 育 長 よろしいでしょうか。その他ございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

### 報告第25号 平成26年度「学校安全」の状況について

教 育 長 次に、日程第7の報告第25号「平成26年度「学校安全」の状況について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

小 川 課 長 報告第25号「平成26年度「学校安全」の状況について」御説明いたします。9ページを御覧ください。

まず、1の交通事故の状況について、御説明いたします。

平成26年度は、13件の交通事故が報告されております。そのうち、登下校中の事故は、小学校9件、中学校2件となっております。

傾向といたしましては、横断歩道横断中の事故の割合が高くなっております。

その他には、歩行中に自動車や自転車と接触したといった事故が含まれます。

各学校では、青信号で横断歩道を渡っている時や歩道を歩いている時においても、周囲の自動車やバイク、自転車に注意するよう指導を行っているところでございます。

引き続き、様々な機会を捉えて交通安全指導を行うとともに、警察等関係機関と連携した「交通安全教室」や「呉子ども交通安全推進隊」の取組を充実し、子どもたちに「自分の命は自分で守る」という意識と実践力を育成してまいります。

また、昨年10月に、通学路の危険箇所の改善を進めていくための組織として「呉市通学路安全推進会議」を設置しました。

この会議は、広島国道事務所や広島県西部建設事務所等の道路管理者や市内の3警察署、呉市自治会連合会や呉市PTA連合会等の保護者、地域の関係者、小中学校校長会等の学校関係者で構成しており、今後は、この会議を効果的に機能させ、組織的・計画的に通学路の危険箇所の改善を行っていきたいと考えております。

次に2学校事故の状況についてでございます。

平成26年度に日本スポーツ振興センターへ共済給付申請を行った学校事故発生件数につきましては、小学校828件、中学校818件、高等学校53件、合計1,699件となっております。

重篤な事故は、発生していませんが、小学校で事故発生件数が増加しております。

この傾向といたしましては、小学校低学年による休憩時間での事故が増加していることが挙げられます。

今後は、より一層、各学校に日常的な施設・設備の安全点検、休憩時間の過ごし方の指導、見守り体制の強化等、事故の未然防止に向けた安全指導・安全管理の徹底を図ってまいります。

最後に、10 ページを御覧ください。

3 不審者の状況についてでございます。

平成 26 年度の不審者の報告件数は 31 件と前年度と比較して、10 件増加しております。

各学校の不審者対応につきましては、先日、地域の方、阿賀にお住まいの方から教育委員会へお褒めの言葉をいただきました。

具体的には、阿賀小学校に通う児童が下校中に不審な人物が後をついてくるという事案があり、それをたまたま見た当該児童の祖母が、この事を学校に伝えたところ、学校が、速やかに、この情報を保護者や地域の関係者に周知し、教職員も登下校の見守り体制をとったり、当該児童に付き添って下校したりするなどの対応を実施してくれたというものです。

現在は、このような対応を、どの学校でも確実に実施できるようになっております。

今後も、子どもたちが事件、事故に巻き込まれないよう、学校、家庭、地域が一体となった見守り体制を強化していくとともに、地域安全マップづくりや防犯教室等により、子どもたちに「危険を予測したり・回避する能力」を育成する取組を継続してまいります。

また、不審者に係る情報が、保護者等へ速やかかつ確実に提供できるよう、「安心ネット」及び「学校メール配信システム」の効果的な運用を推進していきたいと考えております。

なお、平成 26 年度末の登録件数につきましては、「守るネット」が前年度より 91 件増加して 8,388 件、「学校メール配信システム」は 3,710 件増加して 21,744 件となっております。

引き続き、保護者や地域の関係者に、登録への働きかけを行っていきいたいと考えております。以上でございます。

教 育 長            ただいまの説明内容について何か御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員        先ほど阿賀の事例を挙げて説明されたんですが、保護者はほとんどが共働きで家にはいない。そういったときに地域の方の力が子どもの登下校の時間等にすごく大切になってきている。また不審者情報も増えてきているという事で、このメールをすごく活用されている。保護者に届いてすごくありがたいシステムであるんですが、地域の方がこういったことを知って少しでも散歩がてら見回りしようとか、そういった所に結びつくような地域への通知方法は何か考えておられるのか、どういうふうになっているのか教えてください。

小 川 課 長        学校メール配信システムへの登録の呼びかけについては、学校から保護者に行っております。合わせて、先ほど委員がおっしゃられた地域で見守りを行っている関係者の方々にも機会を通して働きかけを行っていく中で、徐々に地域の方の登録件数も増えてきております。学校にはそういう形で地域の方にも情報を提供して登録を呼びかけるよう働きかけを行っているところでございます。

教 育 長            よろしいでしょうか。他にございませんか。

- 水野委員 学校の事故ですが、毎年900～800件位ですが、私の記憶では小中学生が17,000人位だったと思いますが、この件数は県内では多い方でしょうか。怪我ですからいつ起こるか分からないんですが、県内の状況はどうですか。
- 小川課長 正確に比較したわけではありませんが、だいたい同じくらいではないかと思われます。
- 水野委員 ずっと同じような件数なので、注意して少しでも下がらないかなと思いますが。
- 寺本部長 事故の未然防止というのは取り組んでいくものですが、最近はちょっと怪我をすると用心のために学校は対応しておりますので、もちろん事故があるというのは良くないが、割と小さな事故・怪我についても対応したりという事もあってこのような件数になっている実態もごさいます。
- 教育長 今委員さんの方からありましたが、他市町というか全県的な状況というものが集計された資料はあるんでしょうか。
- 小川課長 日本スポーツ振興センターに確認することで状況を把握できるかと思います。
- 教育長 具体的な数字がない中で、だいたい同じ傾向ではないでしょうかという事ですが、水野委員も非常に心配されているので、もしそういうデータが手に入るようであれば後日で構いませんので、紹介できるようにしてください。
- よろしいでしょうか。他にございませんか。
- 香川委員 メール配信は孫がいるので親も私も、度々入ってきてすごくいいなと思っています。地域でももっと増えたらいいなと思います。地域の会議でも入っている人がおられるので、一斉にメールの音がなったりすることがあります。もう少し地域の人に入っていただいたら良いと思います。
- 教育長 委員の皆さんもそれぞれの地域で勧誘していただければと思います。
- 他にございませんか。
- (なしの声)
- 教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
- それでは、これより非公開の議題に入ります。
- (16:17)

**教議第25号 臨時代理の承認について（契約の変更について（仁方中学校体育館建設工事））**

- 教育長 次に、日程第8の教議第25号「臨時代理の承認について（契約の変更について（仁方中学校体育館建設工事））」を議題とします。
- 事務局の説明をお願いします。
- 大世渡課長 教議第25号「臨時代理の承認について（契約の変更について（仁方中学校体育館建設工事））」を御説明いたします。
- 11ページを御覧ください。
- 本件は、仁方中学校体育館建設工事の契約の変更について、6月議会への上程に向けて、緊急に処理をする必要が生じたため、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるとごさいます。
- それでは、資料の12ページを御覧ください。
- 本件は、呉市議会の平成26年9月定例会において契約締結及び平成27年3月

定例会で工期延長の議決をいただいた、仁方中学校体育館建設工事の工事請負契約について、契約金額を2億8,544万4,000円から2億9,692万2,240円に変更するものでございます。

つぎに、資料の13ページを御覧ください。

変更の理由でございますが、本件工事の施工に当たり、チェックボーリングを行ったところ、体育館の支持層として想定していた層が、当初想定した深度より深い位置にあることが判明したため、基礎杭を当初設計よりも延長して支持層まで打設する必要性が生じたこと等から、契約金額の増額をするものでございます。

変更の内容でございますが、資料の17ページをお願いします。

設計段階では、体育館建設当時の設計データや新たに1か所の地質調査を実施して支持層を想定しておりました。

当初、支持層を設計杭概略図上段にありますように深さ26.650mのラインで想定していましたが、本工事の施工にあたり、チェックボーリング7か所を行ったところ、想定より、全体的に深い位置であることが判明いたしました。最も深い位置にある支持層は下段にありますように30.650mで、凸凹した複雑な地盤になっており、このため、51か所の杭打設において、当初の設計から延べ130m延長して杭を打設する必要性が生じたものであります。

以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明内容について何か御質疑、御意見はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはしょうにんすることとしてよろしいですか。  
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は承認することといたします。

<b>教議第26号 臨時代理の承認について（契約の締結について（音戸中学校校舎耐震補強工事））</b>
---

教 育 長 次に、日程第9の教議第26号「臨時代理の承認について（契約の締結について（音戸中学校校舎耐震補強工事））」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

大世渡課長 教議第26号「臨時代理の承認について（契約の締結について（音戸中学校校舎耐震補強工事））」を御説明いたします。

19ページを御覧ください。

本件は、音戸中学校校舎耐震補強工事の契約の締結について、6月議会への上程に向けて、緊急に処理をする必要性が生じたため、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、別紙のとおり臨時に代理したので、同条第2項の規定に基づき、報告し承認を求めるものでございます。

資料の20ページを御覧ください。

本工事は、呉市立小中学校施設の耐震化の一貫として、音戸中学校の鉄筋コンクリート造3階建て校舎、延べ面積2,166平方メートルに、外付けのブレース

などを設置して、耐震補強工事を行うものでございます。

契約の相手方ですが、一般競争入札として公告を行い、1億7,965万8,000円で株式会社神垣組と仮契約をしているものでございます。

次に工事の概要でございますが、21ページを御覧ください。

西棟並びに東棟共に、デザインフィット工法を中心に、鉄板巻き補強も加え工事をいたします。

補強工事に伴う工事として、外壁改修工事、電気設備工事、機械設備工事をあわせて発注しております。

本工事の完成期限は、平成28年3月31日としております。

5月14日に改札を行った結果、参加業者は2者で、予定価格2億140万9,200円のところ1億7,965万8,000円で落札し仮契約を行っております。

昨年度より耐震化促進のため、教室に極力立ち入らない工法を採用し、授業をしながら工事を進めてまいります。振動や騒音のする工事は、子供のいない放課後や休日に行い学校教育活動への支障は最小限になるよう努めているところでございます。

22ページには、音戸中学校の付近見取図、23ページには配置図、24ページには、外付けブレースであるデザインフィット工法と外壁改修工事箇所を示した校舎の立面図を添付しております。

以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明内容について何か御質疑、御意見はありませんか。

船 尾 委 員 デザインフィット工法はよく見る形でイメージは浮かぶんですが、その下の開放廊下部立面図のいくつかは違う形になっていますが、これはアーチ型になっているんですか。

大 世 渡 課 長 こちらは教室の入口でございますので、アーチ型にして出入りができるように、現状に合わせたようにしております。

上 田 副 部 長 この工法はいずれもデザインフィット工法で、デザインフィット工法の中のラムダ型、ブイ型、マンサード型とあります。課長が言いましたように窓側は人が出入りしませんのでラムダ型、逆ブイ型で構わないんですが、開放側は子どもが出入りしますので、人が出入りしやすいマンサード型になります。工法は一緒なんですが人の出入りを考えて形が変わると理解していただきたいと思います。

教 育 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については承認することとしてよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は承認することといたします。

## 報告第26号 平成28年度呉市立呉高等学校入学選抜について

教 育 長 次に、日程第10の報告第26号「平成28年度呉市立呉高等学校入学選抜について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

多 幾 山 課 長 報告第 26 号「平成 28 年度呉市立呉高等学校入学者選抜について」報告いたします。

25 ページを御覧ください。

「平成 28 年度呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針」につきましては、5 月 8 日付けで広島県教育委員会から、平成 28 年度の県立高等学校入学者選抜の基本方針が示されたことを受け、県教育委員会に準じた形で決定するものでございます。

昨年度からの主な変更点について御説明いたします。

資料の 28 ページの「呉市立呉高等学校入学者選抜の基本方針 新旧対照表」を御覧ください。

2 (1) ア一般学力検査の (オ) を御覧ください。

左列、昨年度末に実施された平成 27 年度入学者選抜につきましては、a に「基礎的・基本的な知識・理解、技能、思考力・判断力・表現力などを幅広く検査する。」としておりましたが、本年度末に実施される平成 28 年度入学者選抜では、a として基礎的・基本的な知識及び技能の状況を、b として知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を幅広く検査することとしております。

平成 27 年度の a の内容を 2 つに分けて記述することで、それぞれの内容を検査することをより明確にするものでございます。

次に、27 ページにお戻りください。「第 2 平成 28 年度呉市立呉高等学校の入学定員について」御説明いたします。

入学定員は、呉市立呉高等学校学則第 2 条第 2 項の規定により、呉市教育委員会が定めることとなっております。

呉高等学校の通学区域は広島県全域と定めており、広島県の中学校の生徒数は、昨年度から大きな変動がないことから、平成 28 年度の呉高等学校の入学定員を、昨年度と同じ 160 名と決めました。

なお、呉高等学校の定員は、8 月末に、県教育委員会へ情報提供し、県教育委員会がとりまとめて発表いたします。

以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明内容について何か御質疑、御意見はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(16 : 30)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 工 田 隆 )

( 委 員 森 尾 敬 介 )

( 委 員 水 野 良 行 )

(平成27年6月23日定例会)